

津市消防通信規程

令和 8 年 3 月 2 7 日消防本部訓第 3 号

津市消防通信規程（平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 5 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）に対処し、及びその他の消防業務を迅速かつ的確に処理するため、消防通信の運用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防通信 本市における災害の対処又は消防活動に必要な通信をいう。
- (2) 無線統制 無線通信のふくそうを防止するため、無線通信の制限を行うことをいう。
- (3) 無線通信 電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）第 2 条第 4 号に規定する無線設備を用いて行う消防通信をいう。
- (4) 現場最高指揮者 災害現場において出動した消防部隊を統括指揮する者をいう。
- (5) 消防部隊 指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等をいう。
- (6) 指令センター 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会規程（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 2 条に規定する三重中央消防指令センターが業務を行う施設をいう。
- (7) 通信指令設備 有線設備、無線設備その他の情報通信機器及び電源装置をいう。
- (8) 無線従事者 電波法第 4 0 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に定める資格を有する者で、無線通信に用いる無線設備の操作に従事するものをいう。

（無線統制）

第 3 条 無線統制は、無線通信のふくそうが確認された場合において、現場最高指揮者又は指令センターの職員（以下「現場最高指揮者等」という。）の指示により行うことができる。

2 無線統制を実施した場合における無線通信の運用は、次に掲げる場合を除

き、現場最高指揮者等からの送信に対する応答のみとする。

- (1) 応援要請を行う場合
- (2) 消防職員等又は消防車両に重大な事故が発生した場合
- (3) 新たな災害が発生した場合
- (4) 現場最高指揮者等からの特命事項について報告する場合
(無線統制の解除)

第4条 現場最高指揮者等が災害状況の推移により、無線統制の必要がなくなったと認めるときは、現場最高指揮者等の指示により速やかに無線統制を解除しなければならない。

(支援情報の提供)

第5条 消防本部の課長等（通信指令課長を除く。）及び消防署長（以下「所属長」という。）は、災害活動の支援に必要な情報を収集したときは、当該情報を通信指令課長に提供するものとする。

2 通信指令課長は、災害活動が効率的に行われるように、前項の情報を消防署、分署及び分遣所（以下「署所等」という。）並びに消防部隊に通報するものとする。

(管理の責任)

第6条 消防長は、通信指令設備の設置、改善等のすべての運營業務を管理する。

(通信指令課長の責務)

第7条 通信指令課長は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び電波法の規定に基づく通信指令設備の設置、変更、移設等の運營業務を管理するほか、次に掲げる事項について管理しなければならない。

- (1) 電気通信事業法及び電波法の規定に基づく監督
- (2) 消防通信及び通信指令設備の障害の監視
- (3) 通信指令設備の保全計画の策定及びこれに基づく障害の未然防止並びに通信指令設備の改善、研究、保守点検整備等
- (4) 無線従事者の現況の把握
- (5) 無線従事者に対する消防通信の運用に関する指導及び研修
- (6) 消防通信に関する関係書類の管理
- (7) その他消防長が必要と認めた事項

2 通信指令課長は、通信指令設備の一部又は全部が使用不能となった場合に備え、対応措置を定めておかななければならない。

(所属長の責務)

第8条 所属長は、次に定めるところにより、所属職員を指揮監督して通信指令設備を適性に維持管理しなければならない。

- (1) 所属長は、所属職員に毎日1回以上、通信指令設備を点検させ、機能の保全に努めなければならない。
- (2) 無線装置の点検は、原則として無線従事者に行わせるものとする。

2 所属長は、商用電源が停止したときは、直ちに通信指令設備の電源を確保しなければならない。

(通信管理者)

第9条 消防通信の適正な管理のため、署所等に通信管理者を置くものとする。

- 2 通信管理者は、所属長が指名する。
- 3 通信管理者は、通信指令設備の運用に係る業務を管理するものとする。

(故障等に対する措置等)

第10条 所属長は、通信指令設備に故障、異常、重大な損傷又は亡失事故が発生したときは、通信指令課長にその旨を報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(無線従事者の選解任)

第11条 通信指令課長は、無線従事者に変更が生じたときは、電波法第51条の規定により選任又は解任の手続を行わなければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、消防通信の運用及び管理に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、令和8年4月1日から施行する。